

社会規範の知覚と迷惑認知が社会的迷惑行為に及ぼす影響

米田 千聖

【背景と目的】

我々は普段、多くの人々と時間や空間を共有しながら生活している。このような社会において、互いが日々を快適に過ごすためには、他者に不快感を与えないような配慮が必要である。しかし近年、そうした他者への配慮を欠いた迷惑行為が社会問題として取り上げられ、世間の関心を集めている。心理学の分野においても、自己の欲求充足を優先することによって他者に不快な感情を生起させる「社会的迷惑行為」(斎藤, 1999; 吉田他, 1999)について、多くの研究が行われてきた。

社会的迷惑行為に影響を及ぼすと考えられる要因の 1 つに、社会規範がある。規範的行為の焦点化理論(Cialdini et al., 1991)によると、社会規範は記述的規範(descriptive norm)と命令的規範(injunctive norm)の 2 つに分けられる。記述的規範とは、周囲の他者がとる行動を、その状況における適切な行動の基準として知覚することに基づく規範であり、命令的規範とは、多くの人々によって適切または不適切が明確に知覚される規範である。高木(2013)は、社会規範の知覚と迷惑認知が社会的迷惑行為に及ぼす影響を検討したが、対象行為の選定やサンプルの偏りなどの面で研究デザインに問題が含まれていた。そこで本研究では、これらの問題点を修正したうえで、社会規範の知覚が社会的迷惑行為に及ぼす影響を検討することを主な目的として調査を実施した。

【研究 I】

研究 I では、電車利用場面における社会的迷惑行為を対象として、社会規範の知覚と迷惑認知が迷惑行為の行動頻度に及ぼす影響を検討するためのオンライン調査を実施した。調査対象者は全国に住む 18 歳以上の男女であり、回答に不備のあった者を除く 333 名(女性 169 名; $M_{age} = 40.52$; $SD_{age} = 16.32$)を分析に使用した。対象行為については、谷・斎藤(2014)をはじめとした先行研究や既存のアンケート調査結果をもとに、「駆け込み乗車をする」、「混雑した電車で、座席に荷物を置く」などの 13 行為を選定した。それぞれの行為について、行動頻度、記述的規範/命令的規範の知覚、他者/自己迷惑認知を尋ね、因子分析の結果をもとに算出した尺度得点を分析に用いた。なお、記述的規範は対象行為を実行している人がどれほどいると思うか、命令的規範は対象行為が社会一般的にどの程度認められていると思うか、他者迷惑認知は周囲の他者が対象行為をどの程度迷惑に感じていると推測するか、自己迷惑認知は回答者自身が対象行為をどの程度迷惑だと感じているかを測定した。また本研究は、迷惑行為という社会的に望ましくない行為の行動頻度を測定するため、調査参加者の正直な回答が得られにくいと考えられる。そこで、バランス型社会的望ましさ反応尺度(谷, 2008)のうち、印象操作の因子 12 項目を使用して社会的望ましさの影響を統制した。相関分析の結果、自己迷惑認知と他者迷惑認知の間には強い相関が示されたため、以降の分析には自己迷惑認知のみを用いた。記述的規範および命令的規範の知覚、自己迷惑認知が社会的迷惑行為の行動頻度を予測する重回帰分析の結果、電車利用場面の迷惑行為について、多くの人々が実行していないと知覚しているほど、また社会一般的に認められていないと知覚しているほど、そして自分自身が迷惑だと感じているほど、その行為の行動頻度は低くなることが明らかになった。また、記述的規範および命令的規範の知覚と自己迷惑認知の交互作用効果を検討した結果、迷惑行為を抑制するような社会規範(多くの人々が迷惑行為を実行していないという記述的規範/社会一般に迷惑行為が認められていないという命令的規範)の知覚が弱いときでも、迷惑認知が社会

的迷惑行為の行動頻度を低減させることが明らかになった。

【研究Ⅱ】

研究Ⅱでは、研究Ⅰで得られた結果の一般化可能性を検討するため、買いもの場面における社会的迷惑行為を対象として研究Ⅰと同様の調査を実施した。調査対象者は全国に住む18歳以上の男女であり、回答に不備のあった者を除く359名(女性150名; $M_{age} = 44.57$; $SD_{age} = 9.61$)を分析に使用した。対象行為については、独自に実施した自由記述形式の予備調査の結果をもとに、「レジ待ちの列に割り込む」、「一度手に取った商品を元の位置に戻さない」などの13行為を選定した。記述的規範および命令的規範の知覚、自己迷惑認知が社会的迷惑行為の行動頻度を予測する重回帰分析の結果、研究Ⅰと同様に、多くの人が実行していないと知覚しているほど、また社会一般的に認められていないと知覚しているほど、そして自分自身が迷惑だと感じているほど、迷惑行為の行動頻度は低くなることが明らかになった。ただし、研究Ⅱでは記述的規範および命令的規範の知覚と自己迷惑認知の交互作用効果は示されなかった。すなわち、自身が感じる迷惑度合いが迷惑行為の行動頻度に及ぼす影響は、どのような社会規範を知覚していたとしても変わらなかった。

【総合考察】

記述的規範および命令的規範の知覚、自己迷惑認知が社会的迷惑行為の行動頻度に及ぼす影響を検討した結果、研究Ⅰ(電車利用場面)および研究Ⅱ(買いもの場面)の両場面で、全ての要因が社会的迷惑行為を抑制する効果を持つことが明らかになった。つまり、周囲の他者の行動に基づく記述的規範の知覚、社会一般の認識に基づく命令的規範の知覚、自身の感覚に基づく自己迷惑認知は、知覚者の行動に一貫して影響していた。中でも、記述的規範の知覚と自己迷惑認知の影響は、これまでの先行研究の結果と一致するものであり、これらの要因はあらゆる公共場面の社会的迷惑行為に一貫して影響を及ぼす可能性が示唆された。一方、命令的規範の知覚が公共場面での迷惑行為を抑制するという結果は、先行研究と異なるものであった。先行研究と本研究ⅠおよびⅡの比較から、命令的規範の知覚が社会的迷惑行為の行動頻度に及ぼす影響は、場面または行為の性質によって異なることが示唆された。そして、その場面や行為の特徴として「他者と接する時間の長さ」が挙げられ、それが行為者の社会的制裁を受けるリスク認知や、他者との関係性を変化させている可能性が考えられる。これまで、迷惑行為は社会的制裁を伴わないために命令的規範の効果を弱めると考えられていたが、本研究の結果を踏まえると、他者を不快にさせることでトラブルになったり、白い目を向けられたりするといったことが、場面によっては行為者への社会的制裁になりうるということが示唆された。また先行研究と本研究では、調査参加者の属性も異なっていた。高木(2013)の対象者は約200名の大学生であったのに対し、本研究の対象者は全国に住む18歳以上の男女約300名であった。そのため、調査参加者の職業や教育背景、社会的成熟度、居住地域による文化的・社会的な差異が結果に反映された可能性も考えられる。

さらに、研究Ⅰで示された社会規範の知覚と迷惑認知の交互作用効果が研究Ⅱで示されなかった理由として、迷惑認知の重要性の違いが考えられる。後者の買いもの場面における迷惑行為(例:「商品の陳列を乱す」、「買わない商品をベタベタ触る」など)は、他者に与える影響が間接的であることが多い。そのため、迷惑認知が行動選択においてそれほど重要な要因とならず、行動選択に与える影響が限定的であった可能性が考えられる。(安全行動学)